

平成 17 年 7 月 28 日

証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント(意見提出手続)実施について

本所は、株式分割に係る基準日の翌日を効力発生日とするための上場制度等の整備を行います。

概要は次のとおりです。

「株式分割に係る基準日の翌日を効力発生日とするための上場制度等の整備について」(別紙参照)

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 17 年 8 月 11 日(木)までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.tokeidai.co.jp/sse/>)において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 17 年 8 月 11 日(木)

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部

F A X : 0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 17 年 8 月 11 日(木)以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

<p>日</p> <p>2. 停止条件付株式分割の基準日</p> <p>3. 株式分割により発行される新株券の発行日決済取引の廃止</p> <p>. 実施時期（予定）</p>	<p>準日の翌日を効力発生日として定めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授権株式数の増加に係る定款変更が株主総会で決議されることを条件として株式分割を行う場合は、当該決議を行う日から起算して5日目（休業日は除外する）の日以後に当該株式分割に係る基準日を設定するものとします。 ・ 株式分割により発行される新株券の発行日決済取引を廃止します。 ・ 株式会社証券保管振替機構における株式分割の効力発生日の早期化への対応に合わせ、平成18年1月4日以後の日を基準日とする株式分割から実施します。 	<p>できることとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式分割が行われるかどうか確定していない状態で権利落日を迎えることを避けるため。 ・ 商法上、株式分割に伴う授権株式数増加に係る定款変更に関し、原則として取締役会で決定できることとされていますが、種類株を発行している場合には株主総会の特別決議が必要となります。 ・ 株主割当又は公募により発行される新株券の発行日決済取引については、現行どおり取り扱うこととします。
---	--	---

以上